

# はり・きゅう・マッサージ の施術を健康保険で受ける場合は 一定の条件があります

はり・きゅうやマッサージのすべての施術に健康保険が使えるわけではありません。ここでは、施術を受ける前の3つのポイントをご紹介します。



## ポイント① 健康保険が使えるのはどんなとき？

### Ⅰ はり・きゅうの場合Ⅰ

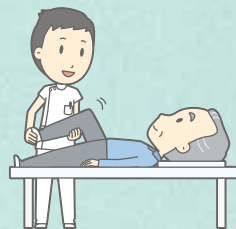
医師による適当な治療手段がない、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な疼痛のある疾患で、はり・きゅう師の施術を受けることを医師が認めた場合に限りです。

◆医療機関で、同一の疾患の治療をしている場合は支給対象外です。  
(湿布や痛み止め等の投薬治療も含む)

### Ⅱ マッサージの場合Ⅱ

マッサージは病名によることなく、筋麻痺や筋委縮の緩和、関節拘縮の機能回復などを目的に医療上の必要性を医師が認めた場合に限りです。

◆疲労回復や慰安目的、疾病予防のためのマッサージは支給対象外です。



## ポイント② 医師の同意が必要です

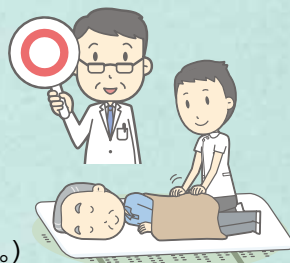
- はり・きゅうおよびマッサージの施術は、医師が同意した場合に限り健康保険が使えます。
- 初回の治療を受ける場合は、医師の同意書または診断書が必要です。
- 医師の同意によって健康保険が使える期間は以下のとおりです。

### 初療の日または再同意日が

月の 1日～15日まで	当該月の5カ月後の末日まで有効
月の16日～末日まで	当該月の6カ月後の末日まで有効

上記の期間を超えて引き続き施術を受ける場合は、医師の診察のうえ、再同意が必要です。(申請には同意書または診断書の添付が必要となります。)

※変形徒手矯正術は初療または再同意日から1カ月



## ポイント③ 施術を受けるときのチェックポイント

- ✓ **症状を正しく具体的に伝えましょう**  
いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか、具体的に症状を伝えましょう。
- ✓ **治療内容をメモしましょう**  
治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。
- ✓ **領収書は必ず受け取りましょう**  
施術を受けたときは、施術内容を確認し、受けた日ごとに領収書をもって大切に保管しましょう。
- ✓ **症状の改善はみられましたか**  
症状の改善がみられない場合は、内科的要因も考えられるので、再度医師の診察を受けましょう。